

須賀川市内循環バス運行事業者選定に係る実施要領

- 1 本事業は地域公共交通確保維持改善事業における須賀川市地域公共交通計画別紙に記載される地域内フィーダー系統の運行について、令和7年10月1日より実施する運行事業者を決定することを目的に、参加する事業者の募集を行う。
- 2 事業名 須賀川市内循環バス運行業務
- 3 運行期間 令和7年10月1日から令和8年9月30日まで
- 4 業務概要
 - (1) 須賀川市内東循環バス（仲の町先回り・北町先回り）の運行
なお、運行経路については、別表1のとおり
 - (2) 須賀川市内西循環バス（公立病院先回り・市民温泉先回り）の運行
なお、運行経路については、別表2のとおり
 - (3) 須賀川市内あおば循環バス（あおば先回り・まちなか先回り）の運行
なお、運行経路については、別表3のとおり
- 5 運行ダイヤ
別表4のとおり
- 6 企画提案参加資格
本運行予定者選定に係る企画提案に参加する者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。
 - (1) 須賀川市内に本社もしくは営業所があること。
 - (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 須賀川市暴力団排除条例（平成24年9月27日条例第29号）に違反しない者であること。
 - (5) 会社更生法に基づく更生手続き又は、民事再生法の規定に基づく再生手続き開始の申し立てをしていないこと。
 - (6) 道路運送法第4条の規定に基づく一般乗合旅客自動車運送事業を既に営んでいること。
 - (7) 市の入札参加資格を有していること。
 - (8) 運行開始日時点において、業務遂行に必要な各種法令に基づく許可、認可、免許等を有していること。
 - (9) 事故等の発生により、安全確保や各種関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能であること。
- 7 参加申請書等について

本業務に係る企画提案に参加しようとする者は、下記の書類を提出するものとする。

- (1) 申請書（様式第1号）
- (2) 企画提案書（様式第2号）
- (3) 会社定款
- (4) 登記簿謄本
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（直近3カ年分）
- (6) 市税に係る納税証明書（直近）
- (7) その他参考資料

8 参加申請書等の提出

- (1) 提出期限 令和7年7月18日（金）午後5時まで
- (2) 提出場所 〒962-8601 須賀川市八幡町135番地
須賀川市総合交通活性化協議会事務局（企画政策課）
TEL：0248-94-7173 FAX：0248-75-2978
- (3) 提出方法 持参又は郵送（簡易書留に限る）によること。郵送による提出の場合にあたっては、提出期限までに必着のこととし、持参による提出の場合は、提出期限までの日（土曜、日曜及び祝日を除く）の午前8時30分から午後5時までとする。

9 企画提案書

企画提案書は別紙仕様書の内容を踏まえ、次の定めるところにより作成し、提出するものとする。

- (1) 企画提案に必要な書類
企画提案書（様式第2号）
企画提案書には下記の提案課題ごとに記載すること
ア 【提案課題1】運行の安全性について
（ア）運行管理体制について
（イ）車両の点検・整備について
（ウ）乗務員の指導・研修体制について
イ 【提案課題2】利便性の向上について
（ア）高齢者及び障がい者への配慮について
（イ）使用する車両の特徴について
（ウ）運行経路の周知方法について
ウ 【提案課題3】緊急時の対応について
（ア）緊急時の対応マニュアルの有無及び緊急時の管理体制について
（イ）車両の代替車確保の方法
エ 【提案課題4】その他特段の工夫について
- (2) 運行経費見積書 別途様式のとおり
運行経費見積りについては、仕様書に基づき、当該路線を運行した場合の実

車走行キロ当たり経常費用を記載のこと

(3) 不明な点がある場合の質疑書の提出及び回答

ア 質疑書 (様式第3号)

イ 提出場所 「上記8の(2)」に同じ

ウ 提出期限 令和7年7月8日(火)午後5時まで

エ 回答方法 質問に対する回答は、令和7年7月11日(金)までに行う。

10 選定方法

選定委員会において、提出書類及び面接審査により各委員の評価による採点結果の合計が最も高い最優秀提案者1者を選定する。

なお、提案者が1者の場合において、書面による可否を求めて委員会の開催に代える。

11 選定結果の通知

選定された提案者に対しては、書面によりその旨を通知するとともに、選定されなかった提案者に対しては、書面によりその旨と理由を通知する。

12 契約の締結

選定された提案者は、須賀川市地域公共交通計画別紙の運行事業者として掲載されるとともに、須賀川市総合交通活性化協議会と随意契約を結ぶものとする。

13 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合

14 その他

- (1) 企画提案書の作成、応募、ヒアリング等に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出された書類は提出者に無断で本選定以外に使用しない。

15 問い合わせ先

「上記8の(2)」に同じ